

事務連絡
令和3年3月16日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について（周知）

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨の被災地域においては、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、令和3年度の運用（別紙1～3の別添）が定められたところです。このことを踏まえ、関係する地方公共団体に対し、国土交通省直轄工事における運用を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるよう、別紙1～3のとおり依頼しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員企業、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

【別紙1】

総行行第72号
国不入企第37号
令和3年3月16日

関係県担当部局長 殿
(市町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
関係指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

東日本大震災の被災地域での建設工事等における 予定価格の適切な設定等について

東日本大震災の被災地域での建設工事における間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の補正については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け事務連絡)において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に運用していただくよう依頼してきたところです。

東日本大震災の被災地域においては、上記事務連絡の送付以後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和3年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

また、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和3年1月29日付け総行行第29号・国不入企第32号)等の趣旨を踏まえ、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いします。

各県におかれては、県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願い

いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第14号
国総公第115号
令和3年3月9日

東北地方整備局
北陸地方整備局
技術調整管理官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和3年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における
積算方法等について

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において適用される間接工事費の補正係数については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国技建第3号）により、土木工事標準歩掛については、「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛の一部改定について」（平成26年3月14日付け国総公第121号）により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和3年2月18日付け国官技第274号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、貴局管内の対象となる自治体については、貴局より周知されたい。

附則

本通知は、令和3年4月1日より適用する。

なお、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国技建第3号）及び「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛の一部改定について」（平成26年3月14日付け国総公第121号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

記

1. 適用対象工事

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事で、令和3年4月1日以降に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

3. 適用にあたって

(1) 令和3年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

(2) 本通知の適用期限について

令和4年3月31日までに入札書提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。

【別紙2】

総行行第73号
国不入企第38号
令和3年3月16日

熊本県土木部長 殿
熊本県総務部長 殿
熊本市総務局長 殿
熊本市財政局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の適切な設定について」(平成29年1月23日付け国土入企第19号)等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

平成28年熊本地震の被災地域においては、上記の通知後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和3年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

また、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」(平成28年8月31日付け総行行第173号・国土入企第17号)等を踏まえ、引き続き、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いいたします。

熊本県におかれては、県内の市町村(指定都市を除く。)に対しても周知をお

願いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第16号
国総公第116号
令和3年3月9日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和3年度 熊本地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和2年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」（令和2年3月18日付国技建管第27号、国総公第112号）により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和3年2月18日付国官技第274号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、対象となる県、政令市等については、貴局より周知されたい。

附則

本通知は、令和3年4月1日より適用する。

なお、「令和2年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」（令和2年3月18日付国技建管第27号、国総公第112号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、令和3年4月1日以降に入札書提出期限を設定する工事。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.1
現場管理費	1.1

3. 適用にあたって

(1) 令和3年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出をすること。

(2) 本通知の適用期限について

令和4年3月31日までに入札書提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。

以上

【別紙3】

総行行第74号
国不入企第39号
令和3年3月16日

広島県土木建築局長 殿
広島県総務局長 殿
広島県地域政策局長 殿
広島市財政局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事における予定価格の適正な設定について(周知)」(令和元年8月8日付け国土入企第9号)等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

平成30年7月豪雨の被災地域においては、上記の通知後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和3年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

また、「平成30年7月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」(平成30年7月13日付け総行行第157号・国土入企第18号)等を踏まえ、引き続き、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いします。

広島県におかれては、県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第18号
国総公第117号
令和3年3月9日

中国地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和3年度 平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における
積算方法等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和2年度 平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」（令和2年3月18日付国技建管第30号、国総公第111号）により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和3年2月18日付国官技第274号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、対象となる県、政令市等については、貴局より周知されたい。

附則

本通知は、令和3年4月1日より適用する。

なお、「令和2年度 平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」（令和2年3月18日付国技建管第30号、国総公第111号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

記

1. 適用対象工事

広島県内で実施される工事で、令和3年4月1日以降に入札書提出期限を設定する工事。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.1
現場管理費	1.1

3. 適用にあたって

(1) 令和3年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出をすること。

(2) 本通知の適用期限について

令和4年3月31日までに入札書の提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。

以上